

令和2年度からの境界の証明願の変更点のお知らせと

境界確定書作成時のお願いについて

日頃から太田市道路行政にご理解ご協力を頂きありがとうございます。
さて、令和2年度より、以下の通り境界の証明願の変更点と境界確定書作成時のお願いがあります。

① 令和2年度からの境界の証明願の変更点について

・過去の確定に関する境界の証明願については境界復元図を作成せず、境界の証明願の表紙（太田市のホームページで取得したもの）と過去の確定図（太田市道路整備課で取得したもの）に**申請者のみ**の割印をし、その他、公図・案内図等必要書類を添付していただいで証明とします。

なお、国土調査数値区域内、土地区画整理数値区域内等の証明に関しては、従来通り境界復元図を作成し、境界の証明願の表紙との間に申請者及び代理人の割印をして、その他、公図・案内図・座標データの写し等必要書類を添付していただいで証明とします。

② 境界確定書作成時のお願いについて

・基準点の設置について、舗装上等、滅失しやすい場所に設置が多数見受けられます。恒久的地物に設置をお願いするとともに、確定図にどのような位置に基準点を設けたか明記してください。（例・側溝天端等）

・座標の根拠（世界測地系、日本測地系、任意座標など）を入れてください。

・境界確定図には土地所有者の名前は記入しないでください。